

○ 企業会計審議会議事規則の一部改正（案） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 会議の日時、場所及び議題は、会長がこれを定めて各委員に通知する。</p> <p><u>2 会長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。</u></p> <p>第二条 会長は、会議の議長となつて議事を運営する。</p> <p>第三条 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めてその説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>第四条 会長は、審議会に諮つた上で、会議を公開することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p><u>第五条 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書その他の方法により、議決を求めることができる。なお、この議決を行った場合は、会長が招集する次の会議に報告しなければならない。</u></p>	<p>第一条 会議の日時、場所及び議題は、会長がこれを定めて各委員に通知する。</p> <p>第二条 会長は、会議の議長となつて議事を運営する。</p> <p>第三条 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めてその説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>第四条 会長は、審議会に諮つた上で、会議を公開することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長が定める。</p>

第六條 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。

ただし、会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとするができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、会長が定める。

第七條 提出資料は原則として公表する。ただし、会長が必要と認めるときは、提出資料の一部又は全文を公表しないものとするができる。

2 前項に定めるもののほか、提出資料の公表に関し必要な事項は、会長が定める。

第八條 会長が必要と認めるときは、審議会に諮って、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき幹事は会長が指名する。

3 第一条から前条までの規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会長」は「部会長」と読み替えるものとする。

第九條 第一条から前条までに定めるものを除くほか、会議の議事運営に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

第五條 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。

ただし、会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとするができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、会長が定める。

第六條 提出資料は原則として公表する。ただし、会長が必要と認めるときは、提出資料の一部又は全文を公表しないものとするができる。

2 前項に定めるもののほか、提出資料の公表に関し必要な事項は、会長が定める。

第七條 会長が必要と認めるときは、審議会に諮って、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき幹事は会長が指名する。

3 第一条から前条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会長」は「部会長」と読み替えるものとする。

第八條 前各条に定めるものを除く外、会議の議事運営に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。